

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(課税標準及び税額の申告)

第三条 法第十七条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

2 | 法第十七条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号若しくは第二号に掲げる金額又はこれらの金額の計算の基礎に関し、参考となるべき事項とする。

3 | 省 略

(源泉徴収義務等)

第六条 省 略

2 令第十条第三項において準用する租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第五条の二の三第一項、第二十五条の十の十一第七項、第二十五条の十の十三第十三項及び第二十五条の十三の八第二十二項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)別表第七(二)に定める計算書とする。

3 | 6 省 略

(復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例)

第八条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

租税特別措置 法施行規則	省 略	省 略	省 略	省 略
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

改正前

(課税標準及び税額の申告)

第三条 法第十七条第一項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 同 上

2 | 同 上

(源泉徴収義務等)

第六条 同 上

2 令第十条第三項において準用する租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第五条の二の三第一項、第二十五条の十の十一第六項、第二十五条の十の十三第十三項及び第二十五条の十三の八第二十二項に規定する財務省令で定める計算書は、租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)別表第七(二)に定める計算書とする。

3 | 6 同 上

(復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例)

第八条 同 上

同上	同上	同上	同上	同上
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項	所得税及び復興特別所得税の徴収	及び	第十八条の十三の六第四項第二号	額	及び	第十八条の十三の六第四項第三号	及び	第十八条の十三の六第四項第四号	及び	第十八条の十三の六第四項第五号及び第三の六第四項

第十八条の十三の六第六項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項	所得税の徴収	同上	第十八条の十三の六第六項第二号	同上	同上	第十八条の十三の六第六項第三号	同上	第十八条の十三の六第六項第四号	同上	第十八条の十三の六第六項第五号及び第三の六第六項

3 2 省 略

第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（平成二十八年総務省・財務省令第五号。以下この項において「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 復興特別所得税についての外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第十五条第一項、第三項、第五項若しくは第七項から第十項まで、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第三項若しくは第二十二条第一項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する

省 略				
省 略			省 略	六号
省 略			省 略	
省 略			省 略	に

3 2 同 上

一 復興特別所得税についての外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第十五条第一項、第三項、第五項若しくは第七項から第十項まで、第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第三項若しくは第二十二条第一項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する

同 上				
同 上			同 上	六号
同 上			同 上	
同 上			同 上	

る法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二十条（同令第二十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る届出、還付その他の手続については、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下この項及び次項において「租税条約等実施特例省令」という。）第二条第一項から第四項まで、第十項から第十四項まで若しくは第十七項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項から第三項まで、第九項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第一項から第三項まで、第七項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項から第五項まで、第七項若しくは第九項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第九条において準用する租税条約等実施特例省令第四条第五項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七十条、外国居住者等所得相互免除法施行規則第十条第二項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十一条又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第十三条の二において準用する租税

る法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第二十条（同令第二十二條において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る届出、還付その他の手続については、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下この項及び次項において「租税条約等実施特例省令」という。）第二条第一項から第四項まで、第十項から第十四項まで若しくは第十七項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第一項から第三項まで、第九項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第一項から第三項まで、第七項から第十三項まで若しくは第十六項から第十八項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項から第五項まで、第七項若しくは第九項から第十九項まで、外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第六項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七条第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十、外国居住者等所得相互免除法施行規則第九条において準用する租税条約等実施特例省令第四条第五項、外国居住者等所得相互免除法施行規則第七十条又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二条第二項（外国居住者等所得相互免除法施行規則第十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法施行規則第七十一条の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規

条約等実施特例省令第十四条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続は併せて行わなければならないものとする。

## 二 省 略

4 第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等実施特例省令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 復興特別所得税についての租税条約（租税条約等実施特例省令第一条第二号に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定（租税条約等実施特例省令第九条の二第二項に規定する特典条項の適用があるものにあつては、同条第一項に規定する特定規定。第三号において同じ。）に基づく軽減又は免除に係る届出、還付その他の手続については、租税条約等実施特例省令第一条の二から第三条まで、第三条の二第一項、第三条の四から第六条まで、第六条の二第五項若しくは第六条、第七条から第九条まで、第九条の五から第九条の十まで又は第十四条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続（法第三十三条第九項第一号に規定する限度税率適用配当等（同号に規定する適用限度税率が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定に規定する税率と同率であるものに限る。次号において「同率適用配当等」という。）に係るものを除く。）は併せて行わなければならないものとする。

## 二 五 省 略

## 附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一

第十八
三の七
第六号

定による届出、還付その他の手続は併せて行わなければならないものとする。

## 二 同 上

## 4 同 上

一 復興特別所得税についての租税条約（租税条約等実施特例省令第一条第二号に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定（租税条約等実施特例省令第九条の二第二項に規定する特典条項の適用があるものにあつては、同条第一項に規定する特定規定。第三号において同じ。）に基づく軽減又は免除に係る届出、還付その他の手続については、租税条約等実施特例省令第一条の二から第三条まで、第三条の二第一項、第三条の四から第六条まで、第六条の二第五項若しくは第六条、第七条から第九条まで又は第九条の五から第九条の十までの規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続（法第三十三条第九項第一号に規定する限度税率適用配当等（同号に規定する適用限度税率が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定に規定する税率と同率であるものに限る。次号において「同率適用配当等」という。）に係るものを除く。）は併せて行わなければならないものとする。

## 二 五 同 上

一 第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（

第十八 五の十 項第九	第十八 五の十 項第九
-------------------	-------------------

第十 五項	及 び	及 び 当 該 所 得 税 の 額 に 係 る 復 興 特 別 所 得 税 の 額 の 合 計 額 並 び
第十 一第 二 号イ	所 得 税 の 額	所 得 税 の 額 及 び 当 該 所 得 税 の 額 に 係 る 復 興 特 別 所 得 税 の 額 の 合 計 額、
第十 一第 二 号ロ	所 得 税 の 額	所 得 税 の 額 及 び 当 該 所 得 税 の 額 に 係 る 復 興 特 別 所 得 税 の 額 の 合 計 額

を

第十 八 三 の 七 第 五 項 第 六 号	及
--	---

び

及  
び  
当  
該  
所  
得  
税  
の  
額  
に  
係  
る  
復  
興  
特  
別  
所  
得  
税  
の  
額  
の  
合  
計  
額  
並  
び

に  
改  
め  
る  
部  
分  
を  
除  
く。  
）、  
同  
条  
第  
三  
項

第一号の改正規定及び同条第四項第一号の改正規定 令和三年四月一日

二 第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（

号ロ	条の十 一第二	所得税の額	及 び
	号イ	所得税の額 所得税の額及び当該 所得税の額に係る復 興特別所得税の額の 合計額、	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に
		所得税の額及び当該 所得税の額に係る復 興特別所得税の額の 合計額	

を

第十八条の十 三の七第五項 第六号	及
-------------------------	---

第十八 三の七 第六号	第十八 五の十 項第九	第十八 五の十 項第九
-------------------	-------------------	-------------------

月 一 日	び	及び当該所得税の額 に係る復興特別所得 税の額の合計額並び に
		に改める部分に限る。 令和六年一